

光本圭佑議員による 日本維新の会の政務活動費の 不可解な入出金等に係る 調査特別委員会

2月12日

(発言の内容)

前迫委員長 ただいまより、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を開会いたします。

御報告いたします。現在の出席委員は8人であります。

次に、本日の議事については、タブレットに配付の本委員会の進め方のおりであります。

これより議事に入ります。

証人の出頭要求について

(発言の内容)

前迫委員長 証人の出頭要求についてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について、事務局より説明させます。

事務局 それでは、証人の出頭要求についての御説明に入る前に、これまでの百条調査で判明したことについて御説明した後、証人の出頭要求の内容について御説明いたしたいと思っております。

それでは、まず、配付資料のこれまでの百条調査により判明したことを御参照願います。よろしいでしょうか。

それでは、御説明いたします。

令和4年6月14日の会派代表者会における光本圭佑氏の説明では、令和4年4月1日に「日本維新の会 光本圭佑」名義の通帳を作り、同年4月20日に会派職員に政務活動費250万円を出金してもらい、同日「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座にそのお金を入金（避難）した。その理由は、会派内のもめごとを理由に会派が割れることを想定して別管理したとのことでした。

しかし、実際は、これ以降は百条調査の権限により各所に記録（資料）の請求等に御協力いただき、入手した証拠により明らかになった事実でございます。

まず、令和6年11月13日の証人尋問以前の調査で判明した主なことにつきましては、「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座開設は、令和4年4月1日ではなく令和4年6月2日であったこと、「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座に入金した日は、令和4年4月

20日ではなく令和4年6月3日であったこと。

以上のことから、令和4年6月、日本維新の会に提出された「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座の入出金明細は偽造されたものであることが判明いたしました。

また、令和4年5月、議会事務局に提出された口座の残高・明細を示したのも偽造されたものであることが判明いたしました。

そのことから、令和6年11月13日、光本圭佑氏に証人尋問でその内容を問いましたが、刑事訴追のおそれがあることを理由に証言を拒絶されております。

次に、その証人尋問以後の調査で判明した主なことにつきましては、光本圭佑氏が会派代表者会で説明していたことが虚偽であったことを示すお金の流れが判明いたしました。その流れは、次の図のとおりでございます。

令和4年6月3日に〇社から250万円の入金があることが光本圭佑名義の口座にあり、同日にそのお金を原資として、「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座に250万円を25万円掛ける10回に分けて振り替えておりました。

なお、その振替の手続の際には、キャッシュカードの入金と見えるよう振込者の名前が出る箇所を、カード（支店番号）との表記ができるように書き換えられておりました。

そして、6月6日に「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座から200万円をH社へ、20万円を親族へ、30万円をまた光本圭佑名義の口座に戻しておりました。

日本維新の会に提出した口座の入出金明細を偽造するに当たって、このような動きを行ったことが推察され、新たに判明したことも踏まえ、改めて証人尋問を行うことが準備会で確認されております。

それでは、配付資料の証人の出頭要求一覧を御参照願いたいと思っております。

まず、出頭を求める者につきましては、光本圭佑氏に出頭を求めることとします。

証言を求める事項につきましては、会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）に係る事項でございます。

出頭を求める日につきましては、事務局で調整させていただいた結果、令和7年2月19日水曜日をお願いをしております。

なお、出頭時間につきましては、委員の皆様は尋問内容等によって変わってきますので、正副委員長で御調整いただきたいと考えておりますので、正副委員長に一任いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

前迫委員長 説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や御意見を

ありましたら発言を願います。

はい、佐野委員。

佐野委員 ここまでの会の中でも、外部の会社に対してというのは委員を派遣して調べたという経緯があったと思います。

今回のこの〇社に対してどのような経緯があったのか、もし詳細な範囲で言えるのであれば詳細に、もし今そのような準備がないのであれば経緯だけでも、そういう経緯があった云々のところですね、ちょっと教えていただいているいいですか。

前迫委員長 事務局。

事務局 こちらの今回この〇社という会社が光本圭佑名義の口座に入金したということが発覚しましたのは、この1月下旬に提出いただいた資料によって判明いたしました。

その判明以後、準備会でもその内容を御報告させていただいた後、本人にそういった打診、調査に協力いただけないかということを経理のほうから連絡を取らせていただきました。ただその結果、調査にはもう協力できない旨の回答を、今現在いただいております。

よって、今回はその分の委員派遣の議決は、議題には置いておりませんが、まずは証人尋問で光本議員に対して尋問していただくということで、今回の議題に上がっております。

前迫委員長 佐野委員の言われることはもともとで、全部こちらで赴いて、百条委員会のメンバーで調査してきました。こういった非協力的な立場のやり取りを、この百条委員会の顧問になっていただいております弁護士先生にも事務局から、また、こういう状況になっておりますということで問合せをしていただきまして、その中で、やはり任意に出頭していただくということで、強制力がないということですのでね、そこまで。というふうな流れになったということでございますので、御了解いただきたいと思っております。

ほかに発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 それでは、証人の出頭要求につきましては配付の証人の出頭要求一覧のとおりとし、出頭時間については正副委員長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

なお、証人に対しましては、別途尋問事項を取りまとめた尋問事項書につきましても通知いたしたいと思いますので、あらかじめ御承知お願います。

以上で本日の議事は終了しました。

これをもって光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を閉会いたします。